

ナラ枯れ被害について

—高知県 林業振興・環境部 木材増産推進課—

1 ナラ枯れとは？

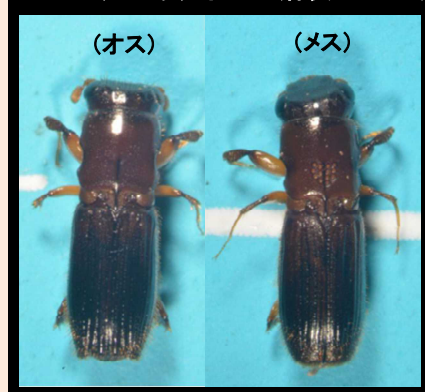
「ナラ枯れ」は、「カシナガキクイムシ」(カシナガ)が運ぶナラ菌により発生する伝染病で、カシナガがナラ類、シイ・カシ類を穿孔食害することで感染し、場合によっては枯死に至ります。高知県では、令和元年10月時点で、県東部のシイ・カシ類に被害が見られます。

シイ・カシ類での枯死率は1～2割程度といわれており、ナラ類と比較して低いことが確認されています。

備長炭の製炭に用いられるウバメガシでも被害が確認されていますが、他県での研究成果から備長炭の品質への影響は極めて小さいことが確認されています。

また、ナラ枯れ被害は、マツ枯れ被害とは異なり、在来生物が引き起こす被害で、被害木すべてが枯死することではなく、被害発生から5～10年程度で終息するといわれています。

カシナガキクイムシ(体長4～5mm)



2 被害の特徴

「カシナガ」や「ナラ菌」は在来生物で、もともとそれぞれの地域でナラ類、シイ・カシ類と共存関係にあり、古くから、大量発生と終息を繰り返しています。

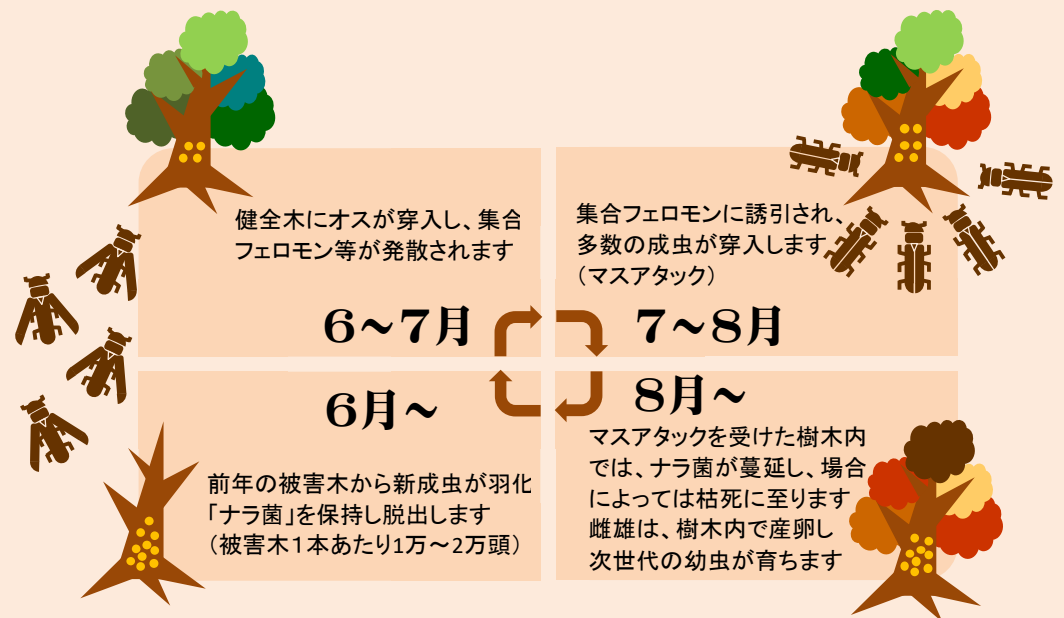
人体や、他の動植物への影響はありません。被害の特徴は以下のとおりです。

- **カシナガは、小径木では繁殖しにくい**
カシナガは、直径10cm程度以下の樹木では、繁殖しにくく被害を受けにくくなっています。
- **ミズナラやコナラで集団的な枯死が起こりやすい**
ナラ枯れは、カシナガの好むブナ科のナラ類(落葉広葉樹)に多く発生し、ミズナラやコナラで、集団的な枯損が起こります。
- **シイ・カシ類では、集団的な枯死が発生することは少ない**
シイ・カシ類(常緑広葉樹)でも穿孔被害は起こりますが、ナラ類のような集団枯死が起こることは少ないことが確認されています。
- **高知県での被害は、シイ・カシ類が多くを占める**
現在、高知県で確認されている被害の多くは、シイ・カシ類です。

項目	ミズナラ・コナラ (落葉樹)	シイ・カシ類 (常緑樹)
枯れの拡がり方	最初に何本か枯れ、次年はその周辺の10～100本が枯れる。さらに次年以降も被害を重ね、次第に終息する(5～10年くらい)。	枯れ方に規則性がない。多くの木が枯れた林分でも、次年に全く枯れないなど、周辺部に拡大しないことが多い。
被害の程度	ミズナラでは、被害が激化しやすく、林分の5割程度が枯れる。コナラでは、林分の3～5割程度が枯れる。	一般的に被害程度は軽い。見かけ上は大面積で枯れて見えるが、実際には枝部の枯れに止まり、林部の枯死率は、1～2割程度とみられる。
カシナガの動向	カシナガ(新成虫)は、脱出木の近くにある木に入り、被害を広める(前年の被害木に近い木ほど被害を受けやすい)。	カシナガの個体数は増えても、被害が増えないことが多い。

【出典】日本森林技術協会ナラ枯れ被害対策マニュアル

3 被害拡大の仕組み



4 被害状況の目安と駆除方法

状況の目安	留意事項	防除方法
未被害地	<ul style="list-style-type: none"> ○大径木の伐採を進め、萌芽更新や植栽等により森林の若返りを図る。 ○地域住民への注意喚起等により、早期発見・早期駆除に努める。 ○カシナガの餌木になる恐れがある、ナラ類、シイ・カシ類の伐採・放置は控える。 	森林の若返りを目的とした大径木の伐採を推進
微被害地 (1~10本の枯死木/ha)	<ul style="list-style-type: none"> ○駆除と予防の実施。(翌年カシナガの羽化前までに実施) ○被害木の移動制限。(被害地域から持ち出さない) ○大径木の伐採を進め、萌芽更新や植栽等により森林の若返りを図る。 ○特に守るべき樹木があれば、単的に予防策を実施。 ※被害木のきのこ原木等への利用は厳禁 	予防 ・粘着シート被覆 ・樹幹注入 駆除 ・立木燻蒸 ・伐倒燻蒸 ・破碎処理、焼却処理
中・激害地 (10本以上の枯死木/ha)	<ul style="list-style-type: none"> ○防除は非常に困難。 ○被害の終息後適切な森林整備を実施。 ○特に守るべき樹木があれば、単的に予防策を実施。 ※被害木のきのこ原木等への利用は厳禁 	予防 ・粘着シート被覆 ・樹幹注入 駆除 ・立木燻蒸 ・伐倒燻蒸 ・破碎処理、焼却処理

【出典】 日本森林技術協会ナラ枯れ被害対策マニュアルより一部引用

「カシナガ」は、樹木に1.4~1.8mm程度の孔を開け、樹木内に穿入します。

穿入した「カシナガ」は、複雑な坑道を掘り大量の木屑と排泄物(フラス)を排出します。



5 ご協力を お願いし ます

「カシナガ」の被害木を放置したり、むやみに移動させると被害が拡大します。被害の拡大を防ぐためには、被害木を早期に発見し「カシナガ」を駆除する必要があります。被害拡大を防止するため、以下についてご協力をお願いします。

- **被害丸太の移動は行わないでください**
被害木には、穿入孔(1.4~1.8mm)が開いていたり、木口が黒ずんでいるなどの特徴があります。被害木を、むやみに移動させると被害が拡大します。
- **被害を発見したらご連絡ください**
被害拡大を防ぐため、被害木を見つけた場合は最寄りの林業事務所等にご連絡ください。

事務所	住所	電話番号
安芸林業事務所	安芸市 矢ノ丸 1-4-36	0887-34-1181
中央東林業事務所	香美市 土佐山田町 加茂 777	0887-53-0657
嶺北林業振興事務所	土佐郡 土佐町 田井 1445-1	0887-82-0162
中央西林業事務所	吾川郡 いの町 1381	088-893-1292
須崎林業事務所	須崎市 西古市町 1-24	0889-42-2371
幡多林業事務所	四万十市 中村山手通 19	0880-35-5978
木材増産推進課	高知市 丸ノ内 1-7-52	088-821-4602
森林技術センター	香美市 土佐山田町 大平 80	0887-52-5105

6 危険です ご注意を

○ 毒きのこ「カエントケ」にご注意ください

ナラ枯れの枯死木周辺に「カエントケ」という毒きのこが発生する場合があります。

「カエントケ」は5cm~10cm程度の表面がオレンジ色から赤色で細長い円柱状または棒状のきのこです。

内部から染み出た汁が皮膚に付着すると炎症を起こし、誤って口にすれば、約30分後には悪寒や嘔吐、手足のしびれなどの症状を起こし、数日後には、消化器不全や脳神経障害により死に至る場合もあります。



カエントケ

カエントケは、「絶対に触れない」「絶対に食べない」よう注意してください。